

改正雇用保険制度説明会

日時

- ① 令和7年2月13日（木） 10:00～12:00
- ② 令和7年2月19日（水） 10:00～12:00
- ③ 令和7年2月25日（火） 10:00～12:00

実施方法

オンライン開催（事前登録制）

※現地開催はありません。

内容

第1部 雇用保険制度の改正について 10:00～11:25

- ・育児休業給付金の期間延長手続きの見直し
- ・出生後休業支援給付の創設
- ・育児時短就業給付の創設 など

第2部 オンライン手続きについて 11:30～12:00

- ・離職票の直接交付
- ・電子申請の利用方法 など

参加対象

京都府内の事業所担当者、社会保険労務士事務所関係者
労働保険事務組合関係者 など

定員

各回500名

※定員に達した場合は受付終了となります。

申込方法

以下のURLまたは二次元コードからお申し込み下さい。

https://zoom.us/webinar/register/WN_ifA3pezkS_C3XgyJ_CRimQ

※URL（リンク）は京都労働局HPにも掲載しております。

トップページ内「イベント情報」>「2024年12月18日 改正雇用保険制度説明会を開催します！」

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/newpage_01650.html



※説明会当日、質疑応答の時間はありません。

改正に関する質問がありましたら、お申し込みの際にご記載ください。

いただいたご質問については、できる限り説明を行う予定です。

※申し込み完了後、視聴用URLが記載されたメールが届きます。

※いただいた個人情報は、本説明会の運用以外には使用いたしません。

お問い合わせ先

ハローワーク京都七条 雇用保険適用課

TEL：075-341-4670（平日 8:30～17:15）